

第2部会（第1回）における委員意見への対応について

章 節	とりまとめ局 マネジメント局	項 番	意見	対応方針（案）
第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくり の推進	保健福祉局 (保健福祉局)	1	ライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができる地域社会の実現とはどういったことを指すのか。 表現が分かりづらいので改めたほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえて、施策内容の1つ目を「乳幼児から高齢者にいたるまでのそれぞれのライフステージや多様化するライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができるよう、市民、民間団体、事業者などと一体となって効果的な取組を進めます。」に変更します。
		2	この節の年齢的なイメージはどのようになっているのか。掲載データなどを含め、高齢者に対する施策の要素が強く感じる。 年齢層を分けて具体的に書いたほうが分かりやすいのではないか。	本節は、乳幼児から高齢者にいたるまでのそれぞれのライフステージに応じた施策を行うこととしており、その旨を記載しています。 年齢層を分けた具体的な取組については、本節自体には記載せず、実施計画に位置付けます。
		3	社会からの孤立化という問題と健康の関係について、関係性を明記したほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえて、「現状と課題」の一番下の表記を「こころの健康を保つためには、スポーツやレクリエーション、趣味などの活動を通じたストレス解消や生きがいづくりが重要です。また、地域社会との関係が満たされることは社会的な健康にもつながるため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、対策の推進が必要となります。」に変更します。
第3章 健康・スポーツ 第2節 スポーツを活用した 総合的なまちづくりの推進	スポーツ文化局 (スポーツ文化局)	4	「スポーツ」の定義は何か。 「スポーツ」がどういったものか（意識して体を動かすこと等）記載したほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえて、「現状と課題」における「スポーツ」の初出時に「スポーツ（競技スポーツのほか、健康維持のための軽い体操、買い物や通勤時における歩行等も含めた意識的に行う様々な身体運動までを含む）」という説明文を付します。
第6章 福祉 第1節 誰もが長生きして暮 らせる地域共生社会の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	5	介護人材の確保について（外国人の活用を含めて）どう考えているか。施策の内容において、それらも意識した記載とすべきではないか。	介護人材の確保につきましては、少子高齢化が進み、働き手が減る中で全国的に厳しい状況にありますが、国等の動向や先進事例を踏まえつつ、本市としての対応について検討し、実施計画に位置付けてまいります。

章 節	とりまとめ局 マネジメント局	項 番	意見	対応方針（案）
第6章 福祉 第1節 誰もが長生きして暮らせる地域共生社会の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	6	病院に行きたくても行けないような方々に手を差し伸べるような、医療費補助などは考えられないか。	御指摘の件については、社会福祉法に規定される無料低額診療所が、市内に4か所設置されており、低所得者などに対する医療の受け皿となっています。 本市の施策展開としては、限られた財源の中、医療費補助の拡大ではなく、健康づくり事業を重点的に実施し、市民が医療機関に掛からずとも健康に暮らすことができるよう取り組んでいます。
第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	7	障害のある人に対する物理的な環境整備について、施策の内容に記載すべきではないか。	御指摘の物理的な環境整備については、第9章第2節「質の高い生活空間を提供する都市インフラ」に位置付けてまいります。
第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現	子ども未来局 (保健福祉局)	8	成果指標の「妊娠・出産について満足している者の割合」は分かりづらい。実際の質問内容と異なっているので、表現を改めたほうがよい。	御指摘を踏まえて「妊娠・出産について満足している者の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた者の割合）」に変更します。
第11章 経済・産業 第3節 都市農業の振興	経済局 (経済局)	9	人材確保の観点で、子どものころから農業に触れ合うような文言を入れてみてはどうか。	農業に触れ合う機会の提供は、農業後継者の確保につながることから、御指摘を踏まえて、施策の内容の2番目にある「市民が農業にふれあう機会の拡大」を「子どもから大人まで、市民が農業にふれあう機会の拡大」に変更します。
		10	優良農地とはどういったものか、優良農地以外はどのように取り扱うのか優良農地以外の農地に対する記載が必要ではないか	目指す方向性の「優良農地の保全を図り」については、「農地の保全を図り」に修正し、施策の内容の「優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため」については、「農地の保全を図るため」に変更します。 今後、個別事業の展開の中で、具体的な施策展開の検討をしていき、結果として、優良農地が確保されるような取り組みを行ってまいります。
		11	生産緑地の今後については、どこの章で触れるのか生産緑地の保全について、都市インフラの章で触れるということでしょうか	生産緑地については、当初指定から30年が経過することによる指定解除が見込まれることから、本市としても課題として認識しているところです。しかし、指定解除後の土地利用の動向については、原則として地権者の意向に左右されることとなりますので、保全を前提とした対応は困難な状況です。 本市といたしましては、特定生産緑地としての指定につながるよう、新たな制度の周知を進めるとともに、引き続き指定緑地を中心として緑地保全に関する取組を推進します。